

4 月 2 6 日 (第 2 号)

# 平成31年豊能町議会4月会議会議録目次

平成31年4月26日（第2号）

出席議員	1
議事日程	2
開議の宣告	3
（常任委員会委員長報告・質疑・討論・採決）	3
第20号議案 豊能町税条例改正の件	
第21号議案 平成31年度豊能町一般会計補正予算の件	
第22号議案 平成31年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件	
第23号議案 平成31年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算の件	
第24号議案 平成31年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件	
第25号議案 平成31年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件	
（議案提案説明・質疑・討論・採決）	
第21号議案 平成31年度豊能町一般会計補正予算に対する修正案	11
町長あいさつ	19
散会の宣告	20

## 平成31年豊能町議会4月会議録（第2号）

年 月 日 平成31年4月26日（金）

場 所 豊 能 町 役 場 議 場

出席議員 12名

1 番	長澤 正秀	2 番	田中 龍一
3 番	中川 敦司	4 番	寺脇 直子
5 番	管野英美子	6 番	永谷 幸弘
7 番	井川 佳子	8 番	小寺 正人
9 番	秋元美智子	10 番	高尾 靖子
11 番	西岡 義克	12 番	川上 勲

欠席議員 0名

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は、次のとおりである。

町 長	塩川 恒敏	総務部長	内田 敬
生活福祉部長	上浦 登	建設環境部長	上畑 光明
教育次長	八木 一史		

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	東浦 進	書記	立川 哲也
書記	田中 尚子		

## 議事日程

平成31年4月26日（金）午後1時開議

- 日程第1 第20号議案 豊能町税条例改正の件
- 第21号議案 平成31年度豊能町一般会計補正予算の件
- 第21号議案 平成31年度豊能町一般会計補正予算に対する  
修正案
- 第22号議案 平成31年度豊能町国民健康保険特別会計事業  
勘定補正予算の件
- 第23号議案 平成31年度豊能町国民健康保険特別会計診療  
所施設勘定補正予算の件
- 第24号議案 平成31年度豊能町介護保険特別会計事業勘定  
補正予算の件
- 第25号議案 平成31年度豊能町下水道事業特別会計補正予  
算の件

開議 午前9時30分

○議長（永谷幸弘君）

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第1「第20号議案から第25号議案まで」を議題といたします。

これに対する各常任委員会の報告を求めます。

総務建設常任委員会、西岡義克委員長。

○総務建設常任委員会委員長（西岡義克君）

ただいま議長より御指名をいただきました、西岡でございます。

それでは、平成31年4月会議の総務建設常任委員会報告をいたしたいと思っております。

ちょっと花粉症でございまして、お聞き苦しい点があるとは思いますが、ゆっくりと大きな声で報告させていただきますのでよろしく願いいたします。

それでは、当日、平成31年4月23日午前9時半より開会いたしました。

出席者は寺脇副委員長、長澤委員、田中委員、中川委員、管野委員と私、西岡の6名全員でございます。委員外出席者としては永谷議長が出席されました。

それでは31年4月議会付託案件についての報告をいたしたいと思っております。

まず20号議案、豊能町税条例改正の件でございます。

提案説明は省略させていただきます。

それでは質疑応答でございます。

まず、住民税の非課税の範囲を拡充するもので、未婚のひとり親に関して事実婚かどうかの確認はどうするのかという問いに対しまして、児童扶養手当を支給決定するときに事実婚かどうかを調査していますの

で、児童扶養手当を支給されているかどうかで判断をするものでありますという答弁でございました。

討論なし。採決いたしまして、挙手全員で可決いたしました。

続きまして、第21号議案、平成31年度豊能町一般会計補正予算の件の関係部分のみでございますけれども、報告させていただきたいと思っております。

提案説明は同様省略させていただきます。

それでは、質疑応答でございます。

旧社協跡地建物と高山教員住宅を解体した跡地はどのように利用する予定かという質問に対しまして、旧社協跡地はときわ台駅前にあるので、パーク・アンド・ライドの駐車場にし、高山教員住宅跡地の活用方法については今後検討いたしますという答弁でございました。

次に、第4次総合計画の検証と総合まちづくり計画への継承と計画期間についてどのように進めていくのかという質問に対しまして、今回の総合まちづくり計画で第4次総合計画の検証を行い、第5次総合計画に当たるべきものなので、継続性を持たせ、令和3年を策定期間とし、来年から審議し、実効性のあるものにしてまいりますという答弁でございました。

次に、ホームページの更新事業に住民の意見、民間活用の導入等を考えているのか。また、トヨノレポーターの活用の意向はあるのか。トヨノレポーターは広報と報告のどちらに重点を置くのかという質問に対しまして、現在のホームページは大変見やすく、住民の意見も入れ、見やすいように変更し、最新情報も提供できるようにしてまいります。民活に関しては効果的なPRが可能であればと考えてまいります。またトヨノレポーターに関しては交流会等で更新してもらうようにし、どちらかとい

うと事業の経過や報告に力を入れてまいりますという報告でございました。

次に、債務負担行為と歳出予算の関連はどうなっているのかという質問に対しまして、債務負担行為は契約年数内での総支払額を示したもので、歳出予算は年度中の支払額ですという答弁でございました。

次に、スマートフォンの導入に関して、購入台数とその評価方法は。また、誰が使用するのかという質問に対しまして、1台の購入で、町長が主に使用し、PRに役立つなど費用対効果で評価されるべきであると考えております。また、決算時の行政評価シートに記載されることにもなりますという答弁でありました。

また、なぜ町長がスマートフォンを使うのか。スマートフォンの購入よりホームページの更新のほうが先ではないのか。また民間ですればよいのではないのか。その主要目的と運用マニュアルはあるのか。具体的にスマートフォンで何をするのか丁寧な説明をしてほしいという質問に対しまして、ホームページとの連携をとっていくため、町民との意見交換やタイムリーな情報発信をするためであります。民間の方がそれぞれの関係を構築されることも重要であり、町が発信するものとコラボできるように考えております。また、緊急連絡や災害時での対応、情報発信のために利用する予定であります。ホームページの更新は重要な業務と思っておりますが、今後十分に検討してすみやかな情報発信を心がけてまいりたいと思っておりますという答弁でありました。

しかし町長1人で小まめに情報発信するのは無理で、現場の職員に持たせるほうがよいのではないのか。また、スマートフォンの運用マニュアルを先につくるべきではないのかという質問に対して、今後の運用方法については、いただきました御意見を踏ま

えて運用マニュアルをつくりたいと思っております。また、実験的な事業なので運用方法や費用対効果を総合的に判断して、職員にも導入するかどうかを検討したいと思っております。まずは導入し、その後、運用方法についてマニュアルをつくりたいと思っておりますという答弁でございました。

また、イベント時や災害時に必要な職員が持つて出るということであれば、町長ではなく町のスマートフォンということになるのではないのかという質問に対しまして、主に町長や秘書担当課が使うということを想定しておりますが、いろいろな御意見をいただいたのでどのような形で運用するかはもう少し時間をいただいて検討したいと思っております。また、町長が必ず持っているものではなく、秘書の者が情報発信のために持つこともあります。1人では検証もできないので役割分担をしてチームをつくって情報発信をしていこうかと思っておりますという答弁でございました。

次に、し尿処理の修繕費は長寿命化に対するための修繕か、通常の修繕なのか。また、今後のし尿処理はこのままで処理を続けていくのか、今後どのように考えているのか。また、摂津市の契約がなくなった場合は大変なことになると思うが大丈夫なのかという質問に対しまして、長寿命化と施設の機能保持の両面を考えております。今後の処理方法については、公共下水道にするには多額の費用がかかるため、町が合併浄化槽処理方式と決定いたしましたので、修繕し、現状施設をより長く使っていくという結論に至りました。また、摂津市は、ほとんどが市街地なのでし尿処理施設を建設することは地元の理解が得られないので、2023年3月31日まで覚書を交わしておりますという答弁でございました。

また、第三次生活排水処理基本計画では

平成41年度にし尿処理はなくなるとなっているが、そうなるのかという質問に対しまして、生活排水の適正処理率は現在99.1%であります。下水道担当課の啓発努力で徐々にふえていっております。今後も下水道担当課と連携しながら、平成41年度には100%を目指したいと思っておりますという答弁でございました。

また、下水道を引くための個人負担額はどのくらいなのかという質問に対しまして、受益者負担金は1平方メートル当たり822円になりますという答弁でございました。

さらに、摂津市のし尿処理の負担金は幾らかという質問に対して、摂津市が7割程度の負担で、全体額の3,800万円程度に対し、摂津市は二千数百万円程度の負担でありますということでした。

次に、防災対策事業の消耗品の内訳はという質問に対しまして、消耗品の内訳は、毛布、備蓄水、ドラムリール、カセットボンベ、発電機用のオイル、職員用の防災ベルト、ブルーシート等ですという答えでありました。

また、備品は十分あるのかという質問に対しまして、府の備蓄方針では災害発生時から3日間を府と町で備蓄することになっているので、町では1.5日分を備蓄する必要があります。備蓄水を除いて必要数は確保してあります。必要な備蓄水6,300本については5年で備蓄する計画でありますという答弁でございました。

また、備蓄品は町内の全ての避難所に配置するのか。また、住民に対しての周知はどのようにしていくのかという質問に対しまして、備蓄品は今後全ての避難所に配置していく方向で考えています。また、防災計画には備蓄品について掲載していますが、何らかの形で周知は考えていきたいと思っておりますという答弁でございました。

また、備蓄品の周知や防災対策事業についての町長の考えはということで、塩川町長より、今回備蓄品で足りないものの予算を計上いたしました。周知についても今後協議をさせていただいて進めていきますという答弁でございました。

さらに、備蓄品を旧双葉保育所に保管しておいて大丈夫なのか。かびが生えたりしないのかという質問に対しまして、衛生面で最適な場所とは言えないので、商工会の倉庫に移せるようであれば移して適切な管理に努めたいと思っておりますという答弁でございました。

さらに、賞味期限切れに近い備蓄水は配布しているのかという質問に対して、賞味期限が近い備蓄水は危険なため配布しておりません。とよのまつり等で有効活用しておりますが、それでも使い切れなかった場合は廃棄していますということでありました。

それに対して、学校で花の水やりなどに有効に活用してはどうかという提案に対して、町内に廃棄前の備蓄水があることを周知して有効活用してまいりますという答弁でございました。

また、災害に備えて食料品を最低3日分は備蓄する必要があるが、このことが周知できていないのではないのかという質問に対して、ホームページや広報には載せていませんがチラシ等では配布、掲載しておりますという答弁でありました。

また、土砂災害特別警戒区域の方への戸別受信機の周知はこれが最後になるのかという質問に対しまして、最後にするかどうかは状況を見て判断したいと思っておりますという答弁でございました。

また、防災備蓄品の発電機はガスの発電機かという質問に対して、ガスボンベの発電機になりますという答弁でございました。

また、戸別受信機に対しての交付税措置はあるのかという質問に対しまして、平成30年度は499万円の7割の交付税措置がありましたという答弁でございました。

次に、電送サービスを活用した口座振替業務の具体的な内容はという問いに対しまして、現在は銀行とフロッピーディスクでデータのやりとりをしていますが、今後はLGWAN回線を用いた方法に変更しますので、それに係る費用になりますという答弁でございました。

また、コンビニ収納に係る費用のうち、準備費用とランニングコストの内訳はどうなっているのかという質問に対しまして、来年4月に運用開始のため、今回の予算計上いたしました。費用69万3,000円は準備費用になります。ランニングコストとしては手数料として収納代行業者に100万円程度、あとLGWAN回線を使用した場合は26万円程度、合計で126万円程度かかりますという答弁でございました。

また、ランニングコストはコンビニ収納の件数によって変わるのか、それとも一定なのかという質問に対しまして、1件当たりの手数料として55円から60円程度かかりますという答弁でございました。

次に、野生ジカやイノシシの被害が特に多い地域と、この予算計上額で十分なのかという質問に対しまして、特に被害の多い地域を把握できておりませんが、各地域とも被害がございます。10頭分のドッグナビシステムの購入を予定していますが、有効活用することで効率的な有害鳥獣の捕獲ができると考えておりますという答弁でございました。

次に、道の駅の委員会は今回で終わるのか、別の委員会を立ち上げるのか、また新たに委員会が再編されるのか、今後の検討になるのかどうかという質問に対して、委

員会については一旦任期は終了しますが、また何らかの形で立ち上げる方向で考えています。今後、引き続きその方に委員をしてもらうかどうかは現状に応じて考えていきたいと思っておりますという答弁でございました。

次に、野間口消防分団のポンプ車の購入は箕面市には関係なく豊能町の全額負担になるのかという質問に対して、全額豊能町の負担でありますという答弁でございました。

討論がございまして、反対討論は、スマートフォン購入費用について、質問していくたびに答弁が変わっていくことや、ホームページの充実をまず図っていただくこと、使用に際してのマニュアルづくりを先に進めるべきである。この点から反対するという反対討論でありました。

一方、賛成討論であります。これはホームページの町長の部屋が充実されていないとの話があったが、連動させることによって町長の部屋も充実する。また、町長みずからがPRされるということもあり、いろいろな意味で豊能町のPRもできていく。また、いろいろなイベントに行ったときに町長でしか見られないような角度の写真というのも随時発信することにより理解が深まると思う。町長みずからがPRされるということはいいことだと思うので賛成する。

決をとりまして、挙手少数で否決されました。

次に、第25号議案、平成31年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件であります。

提案説明は同様省略させていただきます。それでは質疑応答でございます。

公共下水道運営事業の投資的事業は具体的にどのような事業かという質問に対しまして、一般的な維持管理事業ではなく、古



い管を新しい管にかえ、長寿命化する工事になりますという答弁でございました。

討論なし。採決、挙手少数にて否決されました。

閉会は午前11時30分でございました。

以上で報告を終わります。

○議長（永谷幸弘君）

次に、福祉教育常任委員会、小寺正人委員長。

○福祉教育常任委員会委員長（小寺正人君）

小寺正人でございます。

平成31年豊能町議会4月会議、福祉教育常任委員会報告を行います。

委員会は平成31年4月22日月曜、午前9時30分開会いたしました。

出席委員は6名でございます。小寺正人委員長、井川佳子副委員長、永谷幸弘委員、秋元美智子委員、高尾靖子委員、川上勲委員でございます。委員外出席は管野英美子副議長でございます。欠席委員はございません。

平成31年豊能町議会4月会議付託案件については、第21号議案関係部分、そして第22号、第23号、第24号の各議案について審査いたしました。

まず第21号議案、平成31年度豊能町一般会計補正予算の件（関係部分のみ）でございます。

提案説明は省略させていただきます。

まず、質疑でございますが、国民健康保険料について、ペイジーの導入は全国統一または府全域で統一して行うのかとの質問に対しまして、ペイジー導入により国民健康保険等について口座振替手続の簡素化と徴収率のアップを図る。近隣では箕面市、摂津市あたりが国民健康保険料に関して導入していると聞いています。ペイジー導入で国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、町民税、固定資産税、軽自

動車税を今回扱う予定にしているということです。それが答弁ですね。ペイジー導入を国民健康保険料から進めるとするのは交付金の適用があるからですという答弁でございました。

今後の周知方法をどのようにするのかという質問に対しまして、導入は来年度の当初からの予定しています。会議、端末機器のテスト等を踏まえて広報を進めていくという答弁でした。

次に、徴収率向上は交付金の関係のほか何かあるのかという質問に対しまして、徴収については昨年度から都道府県化され、保険者の努力に対し交付が配分されます。納付方法は、配分されるという答弁でございました。

口座振替は便利であるが滞納者にとって厳しい措置がとられることはないのかという質問に対しまして、納付方法についてはいろいろあり、一つの方法を提供するものでありますと。滞納者に対する対応についてはこれまで同様の扱いをいたしますという答弁でございました。

端末機器の設置場所はどこになるのかという質問に対しまして、本庁と支所にそれぞれ1台設置予定ですという答弁でございます。

次に、豊寿荘管理事業での虚弱者の入浴サービスの対応についてお伺いしますという質問に対しまして、虚弱者については現在検討しております。豊寿荘管理事業については、使用不可になっている男性浴室を改修しサークル活動に利用できるようにするものですという答弁でございました。

豊寿荘管理事業の1,397万8,000円は設計費等も入っているのかという質問に対しまして、改修工事、設計、工事の管理委託業務、管理委託等も含まれますという答弁でございました。

永寿荘、豊寿荘管理事業におきまして、実際積算内容については庁内でオール豊能町でチェックはしたのか。コンサルの内容そのままにしているのかというこの質問に対しまして、去年度、算定時の見積もりから専門職のチェックを受けて計上を行っているという答弁でございました。

次に、公共工事についての積算根拠、業務委託の実績、請負費等についてお伺いしますという質問に対しまして、公共工事として一定の流れは踏んでいます。管理事業の業務委託には設計のほかに常勤・非常勤職員の窓口業務等、社会福祉協議会の業務管理委託で考えており、その金額が含まれておりますという答弁でした。そして大阪府の建築工事の設計と管理の委託料の算定基準から、直接工事費を参考にして大阪府が定める数値と当てはめ委託料を算定する、その基準について予算要求を行っていますという答弁でした。

次に、業務委託料が高額と思われる。委託について指名競争あるいは特定業者に委託等の流れはどうなっているのかという質問に対しまして、契約は原則として工事を伴う委託業務については一般競争入札としています。永寿荘、豊寿荘の工事は一般競争入札にしますと。それから工事が伴わない業務委託は指名競争入札、随意契約を行っていますという答弁でした。

次に、プログラミング教育推進事業は学校では具体的にどのように進められるのかという問いに対しまして、今後の流れについては来年度より小学校で必修化されます。論理的な思考を学ぶことを目的としています。各教科で学ぶ、教材を通して体験的に学ぶという二つの手法で学び、体験的に学ぶためのロボット教材を購入して活用するということですのでという答弁です。

次に、教員への負担について、負担にな

らないのかと。プログラミング教育推進事業について十分な検討はされたのかという質問に対しまして、教員も学びながら進めていきます。去年度より文部科学省から必修化として示されたもので、体験的に学ぶ手法もプラスしていく方向で進めています。来年度に向け今年度中の取り組みをしっかりと進めますという答弁でした。

次に、教材のロボットはどのように配分されるのかという質問に対しまして、低学年、中学年、高学年それぞれで検討しています。グループの学び合いを深めることを目的として購入する予定ですという答弁でした。

次に、保健福祉センター管理事業での事務室改修について、具体的にどのようなものなのかという質問に対しまして、相談業務が円滑に行えることを第一とし、カウンターを前に出す等を検討するということとございます。事務室を変更する予定はございませんという答弁でした。

次に、公共施設再配置を踏まえ十分検討されたということかお伺いしますという質問に対しまして、相談業務のしやすさについては直近の課題です。長期のものはこれから検討していきますという答弁でした。

次に、シートス管理事業の空調設備改修事業については、シートスの利益の半分がプールされており、改修にも利用すると聞いていたが、これには利用されるのかという質問に対しまして、シートスの収入については毎年シートスで歳入歳出を組んでいます。5年間トータルで黒字になった分について半額を町へ支払う契約となっています。平成29年から5年間というところで契約になっているという答弁でした。

次に、空調はどの場所に当たるのかという質問に対しまして、シートスはオール電化になっており、プールの冷温水を含め全

ての空調設備の改修となりますという答弁でした。

次に、チラー、排水管、電気設備的なもの等全てという解釈でよろしいかという質問に対しまして、電気等は含みません。排水管も一部のみ改修が必要、制御盤等の改修は行いますという答弁でした。

冷温水管は取りかえられるのかという質問に対しまして、冷温水管の一部は取りかえるが使用できるものはそのまま使うという答弁でございます。

次に、工事期間はという質問に対しまして、工事は120日間です。熱源機器停止は20日間を予定していますという答弁でした。

次に、西公民館管理事業では雨漏り対策は入っていますかという質問に対して、平成30年度に雨漏り調査を実施しました。今後の状況により対応を考えていきますという答弁でございました。

次に、平成29年3月、公共施設総合管理計画において生涯学習推進事業では具体的に2,100万円を何をするのかという質問に対しまして、国の長寿命化プランに基づき、公共施設等の総合管理計画が立てられています。その計画に基づき平成32年度までに個別施設計画の策定を国に求められています。生涯学習施設の長寿命化計画を個別の施設ごとに立てるものであります。今回、チラーの更新に当たり個別計画を作成します。交付税算入の可能性があることから個別施設計画の策定予算を計上するものですという答弁でした。

次に、国が長寿命化プランを出してきた背景は何かという質問に対しまして、公共施設の総合管理計画は総務部で作成しています。国は今後の公共施設について市町村が計画を持つこととし、まずは急いでいる生涯学習施設関係について個別施設計画策

定することが今回の補正予算に当たります。個別施設計画を立てることにより交付税を受け取ることができます。起債をし、その償還金に交付税を受け取るという考えから、まずは個別施設計画を立てる必要があります。今後、順次、他の施設についても個別施設計画を必要との判断によって進めてまいりますという答弁でした。

新築統合ということもあり得るのかという質問に対して、統合廃止や本来の耐用年数を延ばす計画でございますという答弁でございます。

次に、小学校管理事業で、吉川小学校の水泳授業をシートスで試行実施する経緯についての質問でございます。答弁といたしまして、吉川小学校の児童数が移動面において大がかりにならないことから、シートスでの水泳指導の施行実施を検討しています。吉川小学校のプールは水漏れをしている状況であり、水道料金と今回の予算を上げている経費との差もほぼございませんという答弁でございました。

移動・指導の計画は学年ごとにするのか、児童全員でやるのかということの質問に対しまして、低学年、中学年、高学年、学年移動でそれぞれの日を変えての指導を考えています。休館日の月曜日は全学年を考えています。授業としては6月10日前後から6月末を予定していますという答弁でございました。

次に、休館日の利用も含んだ上の予算45万7,000円になるのかという質問に対して、業務委託料45万7,000円はシートスを借りる費用、それから自動車借り上げ料69万5,000円は移動利用の民間バス借り上げ料となりますという答弁でした。さらに、プール指導には陸上監視を含め3人体制が必要となっています。シートスでは補助員が入り、見守りの人員確保も可能

となります。老朽化した学校プールと比較すると施設においても安全面が確保されるとの答弁でした。

次に、シートスバス、町バスの利用は可能ですかという質問に対して、シートスのバスも利用します。乗り切れない場合は民間のバスも利用します。町バスは大き過ぎて横づけが不可能なため利用はできませんという答弁でした。

次に、西公民館管理事業につきまして空調設備は館内全ての取りかえでよいのかという質問に対しまして、3階の空調に関し、チラー1機の修理となりますという答弁でした。

次に、電気設備に関してキュービクルの受電設備の更新ということではよろしいかという問いに対しまして、キュービクルの改修ですという答弁でした。

次に、消防設備についてふぐあいなしでよろしいかという質問に対しまして、消防設備は平成29年度に改修済みになっていますという答弁でした。

次に、エレベーターの改修についてお伺いしますという質問に対しまして、エレベーターは更新せずに30数年がたっています。全て改修か一部リニューアルにするか実施計画において検討しますという答弁でした。

次に、設計費用はどの程度になりますかという質問に対しまして、エレベーターのみでの設計金額は出せていませんという答弁でした。

討論なし。採決、全員賛成で可決いたしました。

次に、第22号議案、平成31年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件でございます。

提案説明は省略いたします。

まず質疑として、賦課徴収費について、

口座振替によって収納効果は上がるのかという質問に対して、若干の向上率は認められると考えていますという答弁でした。

次に、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険、介護保険、町府民税について今後の動き方についてお伺いしますという質問に対して、税務課の中に徴収室があり、滞納を減らすことを目的としていますが、町を挙げて今後も滞納を減らす取り組みを続けていきますとの答弁でした。

次に、ペイジーについての説明をしてくださいという質問に対しまして、ペイジーについての利用方法はさまざまありますが、今回については口座振替について着手しますと。ほかの方法については今後の検討課題とさせていただきたいという答弁でした。

討論なし。採決、全員賛成で可決しました。

次に、第23号議案、平成31年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算の件でございます。

提案説明は省略します。

質疑といたしまして、国から3分の1の補助金についてお伺いしますという問いに対しまして、約3分の1が特別調整交付金から出る予定となっていますという答弁でした。

歯科用のレントゲンの耐用年数について伺います。それに対しまして、現在使用のものは平成6年に購入しています。今後はX線からデジタル化できるものを購入予定していますという答弁でした。

次に、歯科レントゲン装置、診療用バキューム装置、自動血圧計の内訳金額をお伺いしますということでございます。その質問に対しまして、歯科レントゲン装置は432万円、診療用バキューム装置62万1,000円、自動血圧計17万3,000円、強酸性水生成器10万7,000円、小型高

圧滅菌器41万円。

それから、これらは全て更新するものと考えてよろしいかという質問に対して、レントゲン装置とバキューム装置は更新です。ほかは全て新規購入となりますという答弁でございました。

討論なし。採決、全員賛成で可決いたしました。

次に、第24号議案、平成31年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件でございます。

提案説明は省略します。

質疑につきまして、第8次介護保険計画策定委員会でのニーズ調査はいつ行われるんですかという質問に対しまして、来年度から策定計画に入ります。そのためのニーズ調査などを年度内に行うという答弁でございました。

次に、介護保険は3年に1回見直しとなっている。本年度着手することはわかっていたはずですが、骨格予算のときに間に合わなかった理由は何ですかという質問いたしまして、計画系の予算というのは庁内では臨時的経費という位置づけになっているという答弁でした。

次に、一般介護予防事業での集う場づくりの各団体への補助金について具体的な内容はどうなっているかという質問に対しまして、いかに介護給付費を受けずに元気に頑張ってくださいかといった、住民主体で介護予防の実施を目的とする団体に対して補助を行うものです。立ち上げ支援に6万円を3団体に補助します。週1回、介護予防を伴う事業を行うものとしますという答弁でした。

次に、住民は具体的にどのような活動をすればよいのでしょうかという質問に対して、地域の中で集まる場所をたくさんつくることによって、独居の方が家から外に出

て介護予防になる活動に参加することを目的としています。場所は限定するものではありませんという答弁でございます。

討論なし。採決、全員賛成で可決いたしました。

以上で本委員会に付された案件は全て終了しました。

閉会は午後0時01分でございます。

以上でございます。

○議長（永谷幸弘君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

審議がスムーズに行われるということと、委員会の意思の安定という原則がありますので、当該委員会所属の委員各位の質疑は差し控えていただきますよう、お願い申し上げます。

第20号議案から第25号議案に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

質疑を終結いたします。

（発言する者あり）

○議長（永谷幸弘君）

管野英美子議員。

○5番（管野英美子君）

5番・管野英美子でございます。

第21号議案、平成31年度豊能町一般会計補正予算の修正案を提出いたします。

○議長（永谷幸弘君）

ただいま、管野英美子議員から第21号議案に対する修正動議がございました。

この動議には定数の12分の1以上の発議が必要です。

動議に所定の発議者がいますので、成立いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

（午後1時47分 休憩）

（午後1時48分 再開）

○議長（永谷幸弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第21号議案に対し、管野議員ほか2名の議員から、お手元に配付いたしました修正の動議が提出されています。

この動議は、所定の発議者がいますので成立いたしております。

提出者の説明を求めます。

管野英美子議員。

○5番（管野英美子君）

皆さん、こんにちは。

5番・管野英美子でございます。

第21号議案、平成31年度豊能町一般会計補正予算の修正案を提出いたしました。

平成31年4月26日。

発議者、豊能町議会議員管野英美子。

賛同者、同長澤正秀、賛同者、同中川敦司。

第21号議案、平成31年度豊能町一般会計補正予算に対する修正動議。

上記動議を、地方自治法第115条の3及び会議規則第13条第2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出いたします。

第21号議案、平成31年度豊能町一般会計補正予算に対する修正案。

第21号議案、平成31年度豊能町一般会計補正予算の一部を次のように修正する。

第1条中「293,709千円」を「293,585千円」に、「6,925,709千円」を「6,925,585千円」に改める。

「第1表 歳入歳出予算補正」の一部を別添のように改める。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入、款・繰入金、項・基金繰入金、124万円を減額します。

歳出、款・総務費、項・総務管理費、12万4,000円を減額いたします。先ほどもそうです。済みません。歳入12万4,000円を減額いたします。

10ページをごらんください。

歳入、款・繰入金、項・基金繰入金、目・財政調整基金繰入金12万4,000円を減額します。

12ページをごらんください。

歳出、款・総務費、項・総務管理費、目・電子計算費、行政情報化推進事業、通信運搬費を削除し、ゼロといたします。

削除の理由といたしましては、町長がリアルタイムに情報発信するために使用と説明がありましたが、意見・質問のたびにスマホを持つ人が町長、職員と答弁が変わること、また、使用についてのマニュアルが全く作成されていないこと、本予算にはホームページの更新事業が3年の計画で予算化されていることでまずはホームページの充実を図ること、そのような理由でこの行政情報化推進事業、通信運搬費の削除を提案いたします。

○議長（永谷幸弘君）

これより、ただいま提出されました修正案に対する質疑を行います。

田中龍一議員。

○2番（田中龍一君）

2番・田中龍一でございます。

質問させていただきます。

私は、今お伺いしまして、スマートフォン購入事業、町長がみずからスマートフォン活用によって効果的な情報発信を図ると。住民の意見交換またはタイムリーな情報発信をしていくということで非常にいいことだなと思っております。

この中で反対の理由で、一つはスマホを持つ人が発言の中でちょっと違っていたと、発言によって少し変わっているような話があったという話ですけれども、私は決して、これ1台を持たれて、町長が持たれたときは町長が持つ、持つことができないときは秘書課の方が持つというふうに解釈してお

りましたので、これについて私は特におかしいと思っておりましたので、それについておかしくないと思いますがどう思いますかと。

それとマニュアルにつきましてはこれは当然今回出てきた案でございますので、したがいましてマニュアルは今後つくっていくということでございますから、このマニュアルがまだないからといって、この議案を、今、修正するというのはいかなものかなと。ですのでこのマニュアルについてもこれからつくられるということで、この議案を別に認めてあげてもいいのではないかなということが2点。

それともう一つ、ホームページの更新が、まず図るべきやという話があったんですけども、町長の発言の中でも確かあったと思うんですけども、スマートフォンと町長のホームページを今のところ連動させながら逐次にアップしていくみたいなことで、これによって町長のホームページの充実も図れるというような話が、私はそういうふうに聞いてそういうふうな理解をしておるんですけども、その三つについては、私、先ほどおっしゃられた三つの理由については、今、申しましたような理由で当てはまらないのではないかと考えておりますので、その3点についてお伺いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

管野英美子議員。

○5番（管野英美子君）

自席から質問にお答えします。

まずどなたが持つかということですけども、最初は町長がリアルタイムに発信するということでした。質問の中でフェイスブックの更新の例を挙げたり、外回りの職員に持たせたら、常任委員会の中では建設課の職員も外回りによく出られるという話もされましたので、町長が持つか職員がと

いうことで答弁が変わることに疑問を持ちました。そしてどなたかが持たれるということで使用についてのマニュアルの作成が早急に、先にマニュアルの作成だと思いました。

ちなみに常任委員会でも私は質問しましたけれども、学校が切望されている留守番電話の導入には今回の予算には入っていませんでした。利用に対しての詳細を詰めていないために今議会では見送られたと伺っていますので、やはりマニュアルが先だということです。

そしてホームページの更新なんですけれども、町長のホームページには3月4日の初登庁以降更新がありませんし、あとは民間で、豊能のレポーターという方が行事の発信をされています。先ほどの委員長の報告にもありましたように、豊能のレポーターも活用するというのもありました。また、町長も豊能のレポーターのお1人です。残念ながらまだ一つも更新はされていませんが。そのようなことから、ほかにも方法があるということで私はこの修正案を提出しました。

○議長（永谷幸弘君）

田中龍一議員。

○2番（田中龍一君）

今お話聞いてて、ちょっとまだ、僕よく理解ができてないんですけども、1点目について誰が持つか明確でなかったという話があったというふうに言われてたと思うんですが、これはやはり1台があつて、私の理解では町長がまず中心に持たれて、持てないときは随時その秘書広報課の方が持たれるというふうな理解をしておりますので、まずそういうものがあるということについて特に違和感を持っておりません。

それと次に、やっぱりマニュアルを先についてというのがあったんですけど、いろいろ

審議が出てきて、確かに写すときに個人情報とか、顔を写すとまずいとか、もしくは表現のことについて気をつけなければいけないというのは、それは当然あると思うんですけども、そういったことは当然これから決めていく話で、これまでの予算の中でもマニュアルを決めてないからこの予算を通さなかったというのはなかなかそんなものはなかったのではないのかな。なぜこのときだけこのマニュアルが必要なのかというのがちょっと私には理解ができません。

それともう一つ、管野委員がおっしゃってるように、まさに町長室のホームページの充実を図らなアカン。それは皆さん同じ意見だと思うので、これをもって町長がさらに町長室のこのスマートフォンを持って充実を図るとおっしゃってはるので。

(発言する者あり)

○2番(田中龍一君)

これについては今、充実を図られてると思ってますので、それについてよく理由を説明いただきたいです。今の3点について私はよく理解できなかったもので、さらに理由をお願いします。

(発言する者あり)

○2番(田中龍一君)

今の質問です。ですから1問目については、誰が持つかはっきりしなかったという話ですけども、それについて私ははっきりしてるというふうに理解しておりますので、それについてなぜかということ。

それともう一つはマニュアルについては、マニュアルがないからといってこれまでその予算をとめてきたというものはないのかなと思いますので、なぜ今回についてマニュアルがないとこれ予算は認められないのかと。

それと3点目については今回の町長室のホームページの充実、これについてはまさ

に今回のスマホで充実されようとしているのにそれを今回断る理由についてわからないので、それについてお伺いいたします。

○議長(永谷幸弘君)

管野英美子議員。

○5番(管野英美子君)

修正案も私の考えなので、なかなかその答えに答えることは難しいなどは思っていますけれども、町長が持つか職員が持つか、そこでマニュアル化が必要なんです。

そして今、例を挙げましたけれども、学校現場、本当に切望されています。働き方改革で先生は6時でも7時でも8時でも電話がかかってきたらとらないわけじゃないんです。留守番電話の導入に本当に一生懸命、言っておられると思うんですが、それでもマニュアルができていないことを理由に今議会では見送られた。6月議会には必ず上げていただいていると思いますが、そういう例を挙げて、やはりマニュアルが必要だということ。

それからホームページの更新をやはり充実をしていただきたいのは、実際に花束贈呈の町長の写真が上がっているわけですよ。そうしたら今、空になった議場を写真に撮っていただいて、今、4月議会を行っていただきますということを発信していただきましたかったなと思うんですね。そこをホームページをしっかりと確認されたところでやはりスマホの導入を検討されたらよかったんだと思います。

以上です。

○議長(永谷幸弘君)

田中龍一議員。3回目です。

○2番(田中龍一君)

やはり1問目の答えについては、やはり私としてはなかなか、1台があって、それを町長中心に使うということではいいのでは。

(発言する者あり)



○2番(田中龍一君)

それについて、ですから私ちょっとまだ理解できないんですね。

○議長(永谷幸弘君)

質問してくださいね。

○2番(田中龍一君)

それについてより詳しく教えてほしいです。

それともう一つはマニュアルについても、これも、これについてはそんなに、これを認めなければやらないという理由にはならないと思います。

○議長(永谷幸弘君)

それは自分の考えですので質問をしてください。

○2番(田中龍一君)

というのは、先ほど教育委員会の例を挙げましたけれども、これと考えた場合に別にこの上げる部分についてはそんなに大したことは考えずにある程度できるのかな。ですからこれについては別に走りながらやってもいいと思いますので。

(発言する者あり)

○2番(田中龍一君)

このマニュアルをもって、マニュアルができてないことをもってとめるというのはおかしいと思いますので、それについて。

(発言する者あり)

○議長(永谷幸弘君)

質問、質問。

○2番(田中龍一君)

それともう一つ。やはり先ほどから管野議員がおっしゃってるように、町長室の、ホームページの町長室の充実、これは充実しなければいけないと、これは同意見だと思えます。町長も充実しなければ。

○議長(永谷幸弘君)

自分の考えでなくて質問をしてください。

○2番(田中龍一君)

充実しなければいけないから今回出しておられるので、この事業をもってなぜ充実ができないからということで、これを充実させようということで出しておられることについて、なぜ充実ができてないからと反対する理由がちょっと私には理解できないので、今回充実させるために出してはるわけですから。

○議長(永谷幸弘君)

それは質問になってないですよ。

○2番(田中龍一君)

それに対してなぜ、このスマートフォン事業が充実資すると私は思ってますけども、なぜ充実資することがないのかということについてお伺いいたします。

(発言する者あり)

○議長(永谷幸弘君)

質問じゃないですね。自分の持論をおっしゃってますので、質問をしてください。

もういいです。3回目終わりましたので。管野英美子議員。

○5番(管野英美子君)

ちょっとこういう例を挙げてはどうかと思いますけれども、お隣の町なんですけども、町長の活動日記とって4月で5回更新されています。はっきり言いませんけども、もう341回更新されているんですね。ですからこういうふうに町長のページをしっかりと上げてほしいんです。ですので私は、今予算にホームページの更新事業ということを3年計画でやっていただいていますので、まず示してからやっていただきたいと思います。

(発言する者あり)

○議長(永谷幸弘君)

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(永谷幸弘君)

それでは質疑を終結いたします。

これより第20号議案から第25号議案と第21号議案の修正案に対する討論を行います。

田中龍一議員。

(発言する者あり)

○2番(田中龍一君)

こんにちは。

2番・田中龍一でございます。

第21号議案の修正案について反対の立場で討論をさせていただきます。

理由は、町長がみずから住民に向けて情報発信を行うスマートフォンの購入事業を削除しているからでございます。

今回、塩川町長の、実質的な最初の予算と言えます。塩川町長は顧客第一の民間キャリアを生かし、住民本位の行政を行う、これを公約に掲げて選ばれました。住民本位の行政を行うためには役所と住民との距離を縮めるためにも、まずは住民の皆様へ情報発信を取り組まなければいけないというふうに私は考えております。そこで町長みずからが率先してスマホを使い住民の皆様さんとの意見交換とかタイムリーな情報発信、このためにスマホ事業を、年間12万4,000円の事業を提案されました。まさに住民本位の行政を行う、こういった公約実現のための一つの事業だというふうに私は思っております。ですのでこの予算には絶対に必要な事業と考えております。

(発言する者あり)

○2番(田中龍一君)

住民の皆様は議会に対して、住民の皆様から議会に対して不信感を抱かせないためにも、町長の公約実現のためにも、このスマートフォンの購入事業は必要でございます。多くの議員の方の賛同を求めます。

よろしく願いいたします。

以上、第21号議案の修正案に対する反対の立場で討論させていただきました。

(発言する者あり)

○議長(永谷幸弘君)

先ほどの田中龍一議員の発言の中で、議員に対する大変な侮辱したような発言がございました。それに対してもう一度訂正をしてはどうでしょうか。

(発言する者あり)

○議長(永谷幸弘君)

暫時休憩いたします。再開は放送をもってお知らせいたします。

(午後2時07分 休憩)

(午後2時36分 再開)

○議長(永谷幸弘君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、田中龍一議員の反対討論の中で、町長、議員に対する不適切な発言がありましたので、これを削除いたします。

それでは、次に討論ございませんか。

高尾靖子議員。

○10番(高尾靖子君)

こんにちは。日本共産党の高尾靖子でございます。

第20号議案、豊能町税条例改正の件で反対討論させていただきます。

20号議案は、消費税増税対策として車体課税の大幅改正や住宅ローン減税の延長などの措置が中心であり、ひとり親世帯への個人住民税の非課税措置の適用はありませんけれども、全体として消費税増税のための改正となっているため反対いたします。以上です。

○議長(永谷幸弘君)

ほかにございませんか。

井川佳子議員。

○7番(井川佳子君)

7番・井川佳子でございます。

第21号議案、平成31年度豊能町一般会計補正予算に対する修正案に対する賛成討論をいたします。

民間の会社でしたら部長級は会社用携帯はスマホを持っていらっしゃると思います。でも役場はみんな個人持ち携帯で仕事をしています。今までの町長も個人持ち携帯で仕事をされておりました。お隣の町長も発信をされておりますが、それも御自分の携帯電話です。町のホームページに町長の部屋というコーナーがありまして、いまだに3月4日の初登頂の写真が掲載されたままになっております。もう4月26日でございます。それすら更新されておられません。発信されるなら予算に乗っている、まずそれを御活用いただきたい。身を切る改革とおっしゃりながら町払い携帯をお持ちになる第1号町長になるのはどうかと私は思います。本来、町長はしっかりお仕事されて、規定どおりの報酬をおもらいになるものだと思うんです。町長選挙のたびに報酬の値下げ合戦になるのはどうかと思います。でもその中でも塩川町長は3割カットの報酬を実行されています。その町長が町が払う携帯をお持ちになる第1号では方針がずれる感じがするのは私だけでしょうか。それとも3割カットしているから携帯代は町払いでということなんでしょうか。それは違うと思います。町民の皆様の大切な予算です。議員諸氏におかれましてはこの点、お含みおきいただきましてお答えを出していただきますようお願いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

ほかにございませんか。

小寺正人議員。

○8番（小寺正人君）

8番・小寺正人でございます。

21号議案修正案に反対の立場で討論いたします。

スマホ購入額12万4,000円という金額は組織のトップが所持する情報端末にとって常識的な価格であると。予算の総額に

比べたら微々たるものであります。財政面に大きな無駄を生じるとまで言い切ることにはできません。現在、町長自身所持してるスマホを使用すればいいではないかという考え方もできると思います。しかしながら公私を分けて考えないといけない、これはどこの組織でも自分の端末を閉じたシステムの中につなげることはできないようになってるんです。公私混同した場合、情報漏れが起こる可能性があります。同時に豊能町のシステムに個人の情報端末を外部接続するにはセキュリティ問題が発生する可能性が非常に高いんです。そうするとやっぱりそのスマホっていうのを、個人の端末を、その閉じたシステムの中に接続することは避けないかん。そしてそのスマホ使用規則、運用マニュアルが必要ならば、それぞれ作成して使用条件が調い次第、使用運用を始めれば済む話であります。今回、民間出身の町長が民間の発想でみずから率先垂範して町の魅力を積極的に外部に対して情報発信する意思を示されたわけです。このポジティブ思考、アグレッシブな姿勢こそが、住民が求める、求めている民間出身の町長像、こういうことです。豊能町の発展につながる事が確信できます。ネガティブな思考で決して町の展望は望めません。議会も、もうやってみなはれというぐらいの精神で、温かい目で応援すべきであると考えます。

以上です。

○議長（永谷幸弘君）

ほかに討論はございませんか。

西岡義克議員。

○11番（西岡義克君）

西岡でございます。

私は原案、第21号議案に対する、平成31年度の豊能町一般会計補正予算に対する、本案に対する賛成討論をいたしたいと

思います。

坂には厳しい上り坂と下り坂がありますが、もう一つ、予期せぬまさかという坂がございます。今回、前町長の急逝によるまさかの町長選挙、加えて議員の補欠選挙であります。その結果、31年度予算が補正予算というような形で提案され、豊能町の令和元年の1年間の政策予算が、予算特別委員会もなく、委員会付託に付され審査されたわけでございます。

それはさておき、平成29年度の決算による事業評価成果報告書の各部、各課での政策目標予算の1番は地域で育て地域で育つ人を大切にすまちづくりであります。2番目は住民と行政との信頼・協働によるまちづくりであります。つまり住民を大切にす地域を活性化させるまちづくり、そしてそのために住民と行政が信頼・協働する中で一体となってまちづくりを進めるということでもあります。もとより協力して働く協働という字はお互いに自分のないところを補完・協力し合いながら協力するということでもありますから、情報の共有が基本中の基本、つまり原点であります。行政のスマホ導入は住民との直結行政の最たるものであり、住民との信頼、協働の先端を行くものでありますが、大変な苦労と切磋琢磨の精神が必要です。私は心して行政の見える化を図り、住民目線での積極果敢な行財政運営を図り、教育力日本一を目指してまちづくりに邁進していただくことを念願して、このスマホに関してもそうですけども、21号議案の原案に対して賛成討論といたします。議員諸侯の御賛同をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（永谷幸弘君）

ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第20号議案、豊能町税条例改正の件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（多数起立10：1）

○議長（永谷幸弘君）

起立多数であります。

よって、第20号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第21号議案、平成31年度豊能町一般会計補正予算の件に対する総務建設常任委員会委員長の報告は否決、福祉教育常任委員会委員長の報告は可決であります。

まず、本件に対する管野英美子議員ほか2名の議員から提出された修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の方は、起立願います。

（多数起立7：4）

○議長（永谷幸弘君）

起立多数であります。

よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

修正議決した部分を除く部分を原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（多数起立10：1）

○議長（永谷幸弘君）

起立多数であります。

よって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

第22号議案、平成31年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

○議長 (永谷幸弘君)

起立全員であります。

よって、第22号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第23号議案、平成31年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算の件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

○議長 (永谷幸弘君)

起立全員であります。

よって、第23号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第24号議案、平成31年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長 (永谷幸弘君)

起立全員であります。

よって、第24号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第25号議案、平成31年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件に対する委員長の報告は、否決であります。

したがって、原案について採決いたしません。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

○議長 (永谷幸弘君)

起立全員であります。

よって、第25号議案は、原案のとおり可決されました。

以上で、本4月会議に付された事件は、

全て終了いたしました。

お諮りします。

本4月会議は、本日で閉会したいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (永谷幸弘君)

異議なしと認めます。

よって、本4月会議は、本日で閉会することに決定いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

閉会に当たり、町長から挨拶がございませぬ。

塩川恒敏町長。

○町長 (塩川恒敏君)

議長から発言のお許しをいただきましたので、御挨拶をさせていただきます。

平成31年4月会議閉会に際しまして御挨拶申し上げます。

さて、御提案をさせていただきました議案につきまして御審議を慎重に賜りありがとうございました。本日は平成元号の最後の会議であり、大変、私にとっても印象深いものでございます。

5月1日から新天皇の即位に伴う祝日となりますけれども、あすから5月の6日まで10日間ということでございます。議員の皆様も日ごろのお疲れをいやしていただき、また、おけが、事故のないように、新しい年号、令和とともに皆様の御多幸をお祈りする次第でございます。

また、本町も輝かしい未来に向けて今後御支援を賜りたく存じますのでよろしくお願いを申し上げます。

皆様、本当にお疲れさまでございました。ありがとうございました。

○議長 (永谷幸弘君)

これをもって平成31年豊能町議会4月会議を閉じ、散会といたします。

どうもお疲れさまでした。

散会 午後2時53分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

第 2 0 号議案 豊能町税条例改正の件

第 2 1 号議案 平成 3 1 年度豊能町一般会計補正予算の件

第 2 1 号議案 平成 3 1 年度豊能町一般会計補正予算に対する修正案

第 2 2 号議案 平成 3 1 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件

第 2 3 号議案 平成 3 1 年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算の件

第 2 4 号議案 平成 3 1 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件

第 2 5 号議案 平成 3 1 年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 1番

同 2番